

回覧!! ・職場内での回覧は席にいらっしゃる方優先でお願いします
・「社会保険なら」は、当協会ホームページでもご覧いただけます



奈良公園の鹿

夏本番、眩しい太陽、真っ青な空。紫外線・熱中症の対策を万全に!!

最新情報や詳しい内容は
各ホームページでご確認ください

奈良県社会保険協会

奈良 社会保険協会

検索

日本年金機構

日本年金機構

検索

全国健康保険協会奈良支部

協会けんぽ 奈良

検索

CONTENTS

- 令和5年度 事業・収支決算報告
- 「社会保険事務講習会」開催のお知らせ
- プール優待割引のご案内
- なんばグランド花月 指定席予約引換券 幹旋のご案内!
- 事業主の皆さまへ
- 算定基礎届等の提出のお願い
- 被保険者数が51人以上の企業等の事業主のみなさまへ

令和5年度 事業・収支決算報告

令和5年度における「事業報告案」「収支決算報告案」については、去る6月11日に開催の理事会及び評議員会において可決承認されました。

事業報告概要

1 普及・啓発事業

- (1) 会報紙「社会保険なら」の発行・配付(年6回)
- (2) 事務講習会の開催
 - ・「社会保険事務講習会」 5月と9月：計4か所 136名参加
- (3) 図書・冊子の配付
 - ・図書「社会保険の事務手続」、冊子「会社を退職される方の社会保険の手続」(5月)
- (4) 社会保険事業の振興助成
 - ・社会保険に関する円滑な事務手続きや最新情報提供の観点から、県内社会保険委員会加入の健康保険委員及び年金委員様あてに毎月配付している冊子、「月刊 社会保険」の費用の約7割を負担
- (5) 加入促進事業
 - ・日本年金機構への情報開示請求に基づく社会保険新規適用事業所への加入案内を送付(6月・11月・3月)。それぞれ翌月に加入再案内を送付。
 - ・会報誌やホームページ、関係団体の機関紙における本会の紹介及び加入案内を実施

2 健康増進事業

- (1) 体育奨励事業：社会保険「歴史探訪健康ウォーキング」11/18 関ヶ原：9名参加
※奈良県年金受給者協会(44名参加)との共催イベントとして実施
- (2) 健康づくり事業
 - ・健康保持増進の補助
「まほろば健康パークファミリープール」利用者367名 「海遊館」利用者23名
新規契約施設 「ニフレル」「大相撲大阪場所」「バンビシヤス奈良」
 - ・講師派遣 3事業所、健康器具の貸出 1事業所

3 施設優待事業

- 「施設利用会員証」利用による全国社会保険協会連合会との提携施設の優待

4 会議

- 評議員会・理事会 6月13日、3月12日 開催

5 関係機関等との連携による事業の推進

- 全国社会保険協会連合会、日本年金機構、全国健康保険協会、県内社会保険委員会等

決算報告(事業活動収支)概要表

収 入		支 出		
科 目	決算額(千円)	科 目	決算額(千円)	
事業活動収入		事業活動支出		* 当期収支差額
会費収入	18,498	事業費支出	13,655	-597(千円)
事業収入	901	管理費支出	6,389	* 前期繰越収支差額
雑収入	47			12,941(千円)
計	19,448	計	20,044	* 次期繰越収支差額
				12,344(千円)

※千円未満は切捨てしているため合計額が合わないことがあります。



「社会保険事務講習会」開催のお知らせ

今回の事務講習会は、実習と解説の内容です。
 下記「内容」欄①②については、記入から提出まで模擬練習にて実際に書類を作成します。
 また、③については12/2の健康保険証廃止に伴うマイナ保険証の利用方法などを解説します。まだ不慣れな場合や自信のない場合、あるいは健康保険証に関する職場内伝達など、ご担当者（事業主や管理職の方も参加OK）を対象とした講習会です。ぜひ、ご参加ください！

日時・会場	橿原会場 〈定員50名〉	奈良会場 〈定員50名〉
	令和6年9月12日(木) 14時00分～16時30分 橿原市コンベンションルーム ミグランス4F (橿原市内膳町1-14-60 橿原市役所分庁舎)	令和6年9月13日(金) 14時00分～16時30分 新大宮セミナールーム 南都商事本社ビル4F (奈良市大宮町6-2-1 南都銀行大宮支店隣り)
内容	①就職・退職時の届出 ②健康保険被扶養者の届出 など実習を交えて受講いただきます。 ③マイナ保険証への移行ほか協会けんぽからのお知らせ	
講師	日本年金機構職員・全国健康保険協会職員	
受講対象者	奈良県社会保険協会会員事業所に勤務の方 ・会員事業所以外のお申込みは、まず当協会への加入をお願いしています。	
参加費	無料	
申込方法	下の「参加申込書」に必要事項を記入の上、FAXにてお申込みください。 FAX 0742-20-6711 【申込締切】8月9日(金) ・先着順で定員になり次第締切りとします。 ・締切情報をホームページに掲載します。	
お問合せ	TEL 0742-20-6710 (一般財団法人奈良県社会保険協会)	
ご協力事項	*駐車場：確保していません。 *飲食：ご遠慮ください(缶飲料・ペットボトル程度は可)。 *喫煙：敷地内禁煙	



参加申込書

希望会場	どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> してください。 <input type="checkbox"/> 橿原(9/12) <input type="checkbox"/> 奈良(9/13)		
ふりがな			
参加者氏名	①	②	
事業所名			
事業所所在地	〒		
電話番号(部署)	TEL	()
※社会保険協会 使用欄			

*上記情報は、当協会の事務講習会受付業務以外には使用しません。
 *記入事項はゴム印の押印可です。 *3名様以上でのお申込みは用紙をコピーしてください。



プール優待割引のご案内



施設名 所在地	まほろば健康パーク ファミリープール 近鉄橿原線「ファミリー公園前駅」下車すぐ(大和郡山市宮堂町310番地)
対象者	会員事業所に勤務の 被保険者と被扶養者の方 *期間中、被保険者お1人につき1回、ご利用いただけます。
開園期間	2024年 7月13日(土) ～2024年 8月31日(土)
利用料金	当協会ホームページ「プール」欄の「プール利用割引券」に掲載

プール優待割引の手続きは、①②を直接プール窓口へ提出(提示)してください。

- ご利用の方は、①「プール利用割引券」(当協会ホームページ「プール」欄に掲載)をプリントアウトし必要事項を記入のうえ切り取り、利用日に「入場受付窓口」に直接提出してください。
- その際、事業所から貸し出された②「施設利用会員証」を提示してください。
- 詳しくは「プール利用割引券」の記載事項をご確認ください。
- ②について事業所に無い場合は、事業所様が本会ホームページの「入会・会費・各種申込用紙」→「施設利用会員証交付申込書PDF」欄をクリックし用紙をプリントアウトのうえお申込みいただくと、②を事業所様へお送りします。



©YOSHIMOTO KOGYO

なんばグランド花月 指定席予約引換券 幹旋のご案内!

漫才や**コント**、**落語**、**新喜劇**をお好きな日時にお仲間やご家族でお楽しみいただけます。ぜひ、劇場で思いっきり笑って、記憶に残る思い出作りを!

【1F指定席】通常 **5,000円** ➔ **3,700円**



利用方法

- ※ 申込み方法や詳細は、当協会の**ホームページ**をご覧ください。
 - ※ 指定席予約引換券の**有効期限は令和6年12月31日まで**になります。
 - ※ **申込締切日は毎月月末で、翌々月の1日から**ご利用いただけます。
- (例) 7/31までのお申込み ➔ 8月に引換券を郵送 ➔ 引換券の有効期間 9月～12月
8/31までのお申込み ➔ 9月に引換券を郵送 ➔ 引換券の有効期間 10月～12月

注意事項

- ※ **有効期間のうち、特別興業期間(年末年始・GW・お盆・夏休み)**、貸切公演ではご利用不可。
- ※ 5歳以上または身長110cm以上のお子様はお席が必要。
- ※ 指定席の座席指定はできません。座席数には限りがあります。



重要 事業主の皆さまへ

令和6年9月より順次お送りする
「資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)」
の配付にご協力ください。

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止されます。

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止となり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)で医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。

そのため、加入者の皆さまに安心してマイナ保険証を利用していただくとともに、加入者さまご自身の健康保険の情報を簡易に把握して、健康保険の諸手続きを行っていただくため、加入者さま個人の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を事業所さま宛に令和6年9月9日より順次送付いたします。

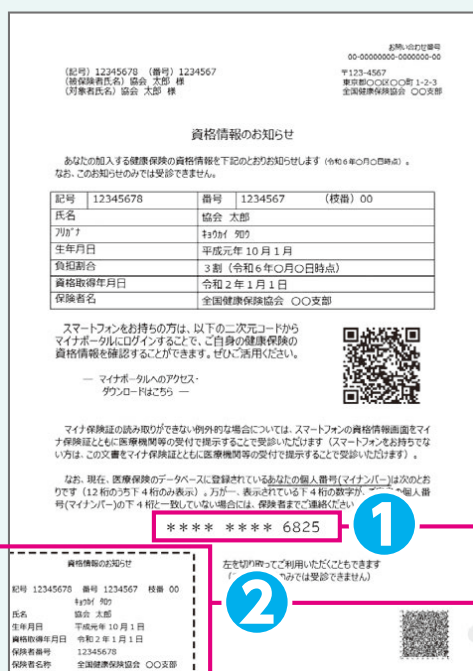
つきましては、ご多用の中、誠に恐縮ではございますが、従業員の皆さまに配付いただきますよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

※被保険者さま及び被扶養者さま毎の個人別に封入した封筒となります。

送付時期：令和6年9月と令和7年1月

※直前に当協会に加入された方については令和7年1月下旬より順次送付予定

送付物イメージ



1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

2 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。点線で切り取って大切に保管ください。

給付金等の申請に！

●健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！

●オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。
※健康保険の資格情報等が確認できるシステム

事業主の皆様へ

算定基礎届等の提出のお願い

事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。

この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間（9月から翌年8月まで）固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。

※令和6年6月1日以降の資格取得者、令和6年6月30日以前の退職者、令和6年7月、8月、9月随時改定の月額変更届対象者のいずれかに該当する方については、今年度の算定基礎届の提出は不要です。

つきましては、算定基礎届およびその他必要となる届書を、提出期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

提出期間：令和6年7月1日(月)から7月10日(水)まで

提出方法：電子申請または郵送※

照会先：ねんきん加入者ダイヤル

※【郵送先】〒541-8533 日本年金機構 大阪広域事務センター
郵便番号と事務センター名の記入のみで届きます。

ご不明な点がございましたら、「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせください。

お問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」へ！

ねんきん加入者ダイヤル(事業所、厚生年金加入者向け)



0570-007-123

050から始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6837-2913

<受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6837-2913」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

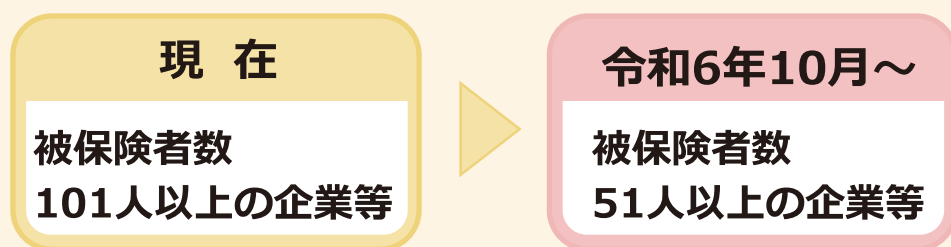


被保険者数が51人以上の企業等の **事業主のみなさまへ**

令和6年10月から
パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

対象となる企業

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。この短時間労働者の加入要件が更に拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。



社会保険労務士等の専門家がサポートします

専門家活用支援事業

事業主・従業員のみなさまへのご説明のために、ノウハウ豊かな社会保険労務士等を、無料で派遣します。



お申し込み方法

STEP1

まずは管轄の年金事務所へお電話ください。

《管轄の年金事務所一覧》※年金事務所の電話番号はこちらから確認できます。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



STEP2

後日「専門家派遣依頼届※」を管轄の年金事務所へご提出ください。

※「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る専門家派遣依頼届」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>



会員事業所の皆様へ

【会費納入の御礼】

- ・令和6年度会費につきましては、おかげ様で殆どの会員事業所様から納入頂きました。誠にありがとうございます。
- ・本会では、職場で働く皆様とそこご家族が健やかな毎日を過ごして頂くためのサポートを行っており、その事業は納入頂いた貴重な会費により運営しております。
- ・少しでも会員事業所様に還元できますことを目指して、サービスや行事を行いますので、引続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- ・残念ながら、会費納入をお忘れの事業所様がございます。早急に払込みくださいますようお願い申し上げます。払込取扱票がない場合は、お電話くだされば直ぐにお送りします。

【会員事業所に勤務の方へ】特典情報！

- ・皆様は会員特典をいくつご存知ですか？ ご利用いただいていますか？
- ・全国の宿泊施設をはじめ、従業員様やご家族がお得にご利用いただける特典を数々ご用意しています。
- ・総務担当者様からもぜひ、職場の皆様にお伝えください。☆☆☆
- ・詳細やご利用方法は、スマホやパソコンから簡単検索！

奈良 社会保険協会 

<https://www.shaho-nara.or.jp>



奈良県社会保険協会

【問題】

令和6年10月からの社会保険の加入要件の拡大について、次のうち誤りはどれでしょうか？

ポン太くんの社会保険クイズ



- ア 厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険の加入が義務化される
 - イ 社会保険労務士等の専門家のサポートを無料で受けることができる
 - ウ 専門家のサポートの範囲に、「従業員への説明サポート」は含まれない
- 「7pを見てネ!!」ポン太より

【応募方法】

ハガキに①～⑤を必ず記入のうえお送りください。

①答え ②会員事業所名 ③事業所所在地 ④応募者氏名 ⑤今月号で最も良かった記事。

個人情報 は目的以外に使用しません。

正解者の中から1名様に「ガラスフロート温度計」をさしあげます。



【宛先】

〒630-8241
奈良市高天町22-2 明治安田生命奈良ビル3F
(一財)奈良県社会保険協会
奈良県社会保険協会クイズ7月号係

【締切】 7月25日当日消印有効

【5月号の答え】 ④

【5月号当選者】 藤本 倫男 様

7月の運勢

五行易占い	ラッキーカラー	吉方位	健康運	金運	仕事運
1月生	銀	西南	○	△	△
2月生	黄	北東	○	△	○
3月生	銀	西南	○	△	◎
4月生	白	西	△	○	△
5月生	赤	南	△	○	◎
6月生	黄	北東	○	△	○
7月生	銀	西南	○	△	○
8月生	金	西北	△	○	△
9月生	金	東南	○	○	△
10月生	金	西北	○	○	△
11月生	朱	南東	○	◎	△
12月生	緑	東	○	△	○

占 テルテル・如亜(天理市指柳町) 泰 如亜

歴史探訪

ウォーキング スポット

22 東吉野の山里

天誅組ゆかりの古社寺

文久3年(1863)8月、奥国の義士、天誅組が倒幕と国家の改革をめざして五條で決起したが、政変により朝敵にされ幕軍の追討を受け、ついに東吉野で潰滅した。その義士達ゆかりの古社寺があり、地元では今もその菩提を弔っている。

若き義士達がその思想と行動に殉じた跡を辿ってみよう。鷲家・小川周辺を巡って約10kmの行程。



長田光男氏著書「山里・古社寺探訪健康ウォーキングIV」より抜粋 オールカラー/62頁